

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和5年度第1四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	鶴見工場焼却設備閉鎖工事	清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	143,110,000	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	舞洲工場1号炉ボイラー設備緊急復旧工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	32,560,000	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
3	西淀工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	75,900,000	令和5年4月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	西淀工場捕集灰無害化処理設備緊急復旧修繕	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	1,485,000	令和5年4月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
5	八尾工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	199,760,000	令和5年4月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	東淀工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	277,750,000	令和5年4月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
7	舞洲工場2号炉ボイラー設備緊急復旧工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	30,800,000	令和5年5月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
8	東淀工場クレーン設備整備工事	機械器具設置工事	東淀工場	(株)天満電機産業	3,883,000	令和5年5月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	舞洲工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	476,300,000	令和5年5月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	西淀工場1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	5,500,000	令和5年5月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
11	北港処分地 廃水処理施設整備工事	機械器具設置工事	北港処分地	(株)タクマ	145,200,000	令和5年6月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	舞洲工場破砕設備整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	106,700,000	令和5年6月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和5年度第1四半期分

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
13	西淀工場計装設備整備工事	電気工事	西淀工場	富士電機（株）	21,120,000	令和5年6月27日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
14	西淀工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置 工事	西淀工場	(株)福島製作所	10,120,000	令和5年6月29日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
15	西淀工場クレーン設備整備工事	機械器具設置 工事	西淀工場	(株)日立プラントメカニ クス	14,300,000	令和5年6月29日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
16	西淀工場2号炉灰出し装置緊急復 旧修繕	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	550,000	令和5年6月29日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備閉鎖工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回閉鎖工事を行う鶴見工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

鶴見工場においては、令和5年3月に老朽化等により当該設備を休止させる予定である。焼却設備には、一般廃棄物を処理した後に発生する重金属類やダイオキシン類を含んだ灰が残存するため、設備外への飛散を防止する観点から、当該設備内の灰の除去等の飛散防止対策を講じる必要がある。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、ダイオキシン類等を含む灰を取り扱うことから、厚生労働省の通達「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき施工する必要があるが、燃焼設備・ボイラー設備・電気集じん設備等、設備全体が対象となることから、各設備の構造・機能及び配置機器等を経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の本設備を設計・施工しかつ、竣工から一貫して定期整備工事等のメンテナンスを施工してきた会社以外ではダイオキシン類ばく露防止対策を含め、現場の各設備状況等を把握できないための確な施工計画の確立ができず、工事の施工・実施が不可能である。よって、本工事に対して、工事目的並びに本工事に一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場1号炉ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要である。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し炉の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性がある。そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に変換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
電話番号 06-6472-3000

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場捕集灰無害化処理設備緊急復旧修繕

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

西淀工場捕集灰無害化処理設備はバグフィルターで捕集されたばいじんを無害化処理する設備である。今回捕集灰無害化処理設備の混練機が故障していることから、捕集灰の処理が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当焼却工場は、ごみの中間処理施設であるが、今回の故障により焼却炉の運転を継続することは不可能であり、可及的速やかに補修を行わなければごみピットでの受け入れが不可能となる恐れがあり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたすことが予想される。このため、今回の緊急修繕を実施する必要がある。

これらの設備は、(株) タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本緊急修繕については、焼却設備を停止しないよう短期間で施工する必要があるため、なおかつ設備の特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、補修後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株) タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、24 時間連続で稼働しているごみの焼却処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場
(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 2 号炉ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要である。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し炉の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、早急な復旧が必要となる。

本設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場クレーン設備は、ごみの攪拌や焼却炉への投入、焼却処理を行った灰などを一定量積載し積み出しを行うもので、焼却工場において重要な役割を果たしている設備である。

本設備は24時間稼働しており、構成する機器や部材は機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、株式会社天満電機産業において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社天満電機産業のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 1 号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

西淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

これらの設備は株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水処理施設整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地の廃水処理施設は、最終処分場から生ずる浸出水を公共用水域等へ放流できる水質まで処理するための施設である。

設備を構成する機器や部品は海水、潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、廃水処理能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

北港処分地の廃水処理施設は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事は、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分に把握したうえで実施しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理施設を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、工事後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3353)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破砕設備整備工事

2 契約相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場破砕設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの破砕処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は機械的な運動により損耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、破砕能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の破砕設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については破砕設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場計装設備は、一般廃棄物を処理する施設のプラント設備の一部であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する計測機器は設備の温度・圧力・流量等を測定・制御するものであり、高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受けていることから、計測機器を定期的に点検・整備を行うことにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。当工場の計装設備は、富士電機株式会社において独自の技術により一括責任で設計・施工したものである。本工事については、計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができない。

以上のことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のプラント設備の一部であり、そのうち、じん芥クレーンバケットは焼却炉に一般廃棄物を供給し、灰クレーンバケットは一般廃棄物の処理における焼却灰を搬出するために使用するものである。

いずれも機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持しクレーン設備の適正な維持管理を図るものである。当工場のクレーンバケットは、(株) 福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株) 福島製作所である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

(株) 日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のごみの焼却処理を24時間連続で行っている。クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは焼却炉にごみを供給するため使用するもので、灰クレーンは灰をトラックに積み込むのに使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、(株)日立プラントメカニクスにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 2号炉灰出し装置緊急復旧修繕

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

西淀工場灰出し装置は、焼却炉の後燃落口灰落下管より排出された焼却残渣を灰出し装置のコンベアで加湿された後、灰ピットに移送するための設備である。現在灰出しコンベアが故障していることから、焼却残渣の移送が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

今回の故障により焼却炉の運転を継続することは不可能であり、可及的速やかに補修を行わなければごみピットでの受け入れが不可能となる恐れがあるため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたすことが予想されるので、早急な復旧が必要となる。

これらの設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については、焼却設備の停止に影響しないよう短期間で施工する必要があり、設備の特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、補修後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)